

第3編 第5期障がい福祉計画

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の基本方針

障がい福祉計画は障がい者基本計画の理念を踏まえながら、さらに次の4つの基本方針に沿って、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する方針とサービスごとの見込量を設定し、総合的な取り組みを行っていきます。

1 障がいのある人等の自己決定と意思決定の尊重

共生社会を実現するため、障がいのある人及び障がいのある子(以下「障がいのある人等」といいます。)の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人を含みます。以下同じ。)、難病の人等であって18歳以上の人及び障がいのある子とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい、高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象であることの周知を引き続き図っていきます。

併せて、難病の人等についても、引き続き、法に基づく給付の対象であることの周知を図っていきます。

3 地域生活移行、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。以下同じ。)から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取り組みを計画的に進めます。

- (1) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- (2) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み
- (3) 人工呼吸器を装着している障がいのある子その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある子(以下「医療的ケア児」といいます。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

2. 計画の策定にあたって

障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行及び就労支援といった課題に対応するため、国が示す基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、これまでの実績及び本市の実情を踏まえて、2020年度を目標年度とした次の事項について見込量等を定めました。

【障がい福祉計画に記載している内容】

- ・障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- ・障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ・地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

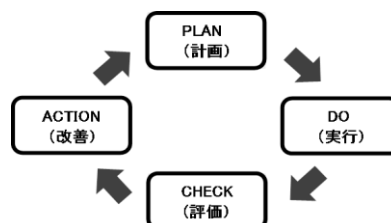
※各障害福祉サービスの見込量を記載した表における「平成30(2018)年度、平成31(2019)年度、2020年度」の数値は、第4期障がい福祉計画期間の実績を基に事業所や関係者からの御意見等を勘案して算出しました。

3. 計画の進行管理と評価

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がいのある人等の生活に必要な、障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるもので、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね取り組みを進めていくことが必要になります。

そこで、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗を定期的に把握し、分析・評価を行い、課題等がある場合は、随時対応します。

PDCA サイクル



1 計画の周知

福祉サービスを提供する事業所並びに障がい者団体等のほか、広く市民にも理解いただくために市広報紙や、市ホームページ等で計画を周知します。

2 計画の進行管理と評価

毎年度、障害者自立支援給付等実績データ等により、設定した目標が達成可能か等を分析・評価することで、現状の課題を明らかにし、改善に向けた具体的な取り組みなどの検討を行います。

評価結果を地域共生協議会に報告し、評価の妥当性の検証と、改善に向けた具体的な取り組みについて意見を求めます。

これを受けて、具体的な事業等を計画・立案し、実行に向けた取り組みを進めます。

評価の結果、改善項目が極めて多く、計画のあり方に大きな問題が想定される場合は、計画の見直し等も含め検討します。

なお、評価の結果は、ホームページで公表します。

第2章 第5期障がい福祉計画の目標値及び見込量

1. 施設入所者の地域生活への移行促進

＜障がい者基本計画における位置づけ＞

重点課題: 1. 障がいのある人への理解の促進 5. 相談支援の充実 7. 社会資源の充実

【目標設定の考え方】

施設入所者の地域生活への移行

国は、「2020年度末の施設入所者数を平成28(2016)年度末から2%以上削減すること」と、「平成28(2016)年度末時点の施設入所者の9%以上が、2020年度末に地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

さらに、平成29(2017)年度末において、第4期障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を2020年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定するように求めています。

本市でも、国の指針に基づいて、入所者数の削減目標を28人、入所から地域生活に移行する人数の目標を36人と設定します。

項目	人数	備考
A 平成28(2016)年度末の施設入所者数	93人	平成28(2016)年度末の実績
B 2020年度末の施設入所目標者数	65人	2020年度末の目標人数
C 入所者数の削減目標人数	28人	A-Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き(国の目標:2%+平成29年度の未達成割合以上)
D 平成28(2016)年度末の入所から地域生活へ移行した人数	3人	平成28(2016)年度末の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行した実績の人数
E 入所から地域生活へ移行する目標人数	36人	平成28(2016)年度末の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数(国の目標:9%+平成29年度の未達成割合以上)

注)Cについては、平成28(2016)年度末から2020年度末までに施設入所者数を削減する目標人数

注)Eについては、平成28(2016)年度末の入所者が施設から退所して地域生活へ移行する目標人数

【目標達成に向けた取り組み】

入所者数の削減及び地域移行には居宅介護事業、グループホーム、相談支援など地域生活を支えるサービスの充実や適切なケアマネジメントが重要となります。グループホームの施設整備を促進するとともに、経済的な支援策について検討していきます。

さらに、地域移行においては、近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてソーシャルインクルージョン(社会的包容)の理念の啓発に取り組めます。

2. 福祉施設から一般就労への移行等

<障がい者基本計画における位置づけ>

重点課題:3. 就労等を通じた社会参加の促進

【目標設定の考え方】

A:福祉施設から一般就労への移行者数

国は就労移行支援事業等を通して、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が、「2020年度末時点には平成28(2016)年度の移行実績の1.5倍以上になること」を目標としています。

これに基づき、2020年度において、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する人数」を9人と設定します。

C:就労移行支援事業の利用者数

国は、「2020年度末における就労支援事業利用者数を平成28(2016)年度末から、2割以上増加すること」を目標としています。本市では、就労移行支援事業の利用実態から2020年度末の就労移行支援事業利用者数を45人に設定します。

D:就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の指針は、「2020年度において、就労移行支援事業所全体の5割以上の事業所が、3割以上の就労移行率を達成すること」を目標としています。本市では、就労支援移行事業所が2カ所のため、2カ所の事業所のうち1事業所の就労移行率を30%に設定します。

E:就労定着支援事業による支援開始一年後の職場定着率

国の指針は、「就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を、8割以上とすること」を基本としています。この国の考え方を踏まえ、就労職場定着率を80%に設定します。

項目	人数／割合	備考
平成28(2016)年度末の一般就労移行者数	6人	平成28年(2016)年度末の実績
A 2020年度末の一般就労移行目標者数	9人	2020年度末の目標人数（国の目標:平成28(2016)年度の1.5倍以上）
B 平成28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数	37人	平成28(2016)年度末の実績
C 2020年度末の就労移行支援事業利用目標者数	45人	2020年度末の目標人数（国の目標:平成28(2016)年度の2割以上）
D 2020年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率	30%	2020年度末の目標割合（国の目標:3割）
E 就労定着支援事業による支援開始一年後の職場定着率	80%	平成31(2019)年度末及び2020年度末の目標割合（国の目標:8割）

【目標達成に向けた取り組み】

障がいのある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立することが重要です。平成27年に開始した「チャレンジオフィスならしの」による雇用を始め、今後も障がいのある人の職場実習の受け入れや就労に関する広報紙「ならたく」の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、障がいのある人の雇用拡大と就労環境の向上に取り組めます。

また、市内在住の障がいのある人やその家族に対して、就労定着支援事業の活用や障害者就業・生活支援センターの周知や活用を促すとともに、民間企業の障がい者雇用を支援する各種事業及び制度を有効に活用して、障がいのある人の能力が発揮できるようにサポートしていきます。

更に「就労移行支援事業」及び「就労継続支援事業A型・B型」の実施事業者の確保と優先調達制度による発注促進を通して、安定的な支援に取り組めます。

3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

＜障がい者基本計画における位置づけ＞

重点課題：2. 暮らしを支えるサービスの充実 5. 相談支援の充実

＜国の示した見込量確保の指針＞

2020年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

1)市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 【新規】

【事業内容】

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【見込量】

国の指針に基づいて、第5期の計画期間内に設置を見込みます。

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
実施箇所数	—	—	設置

【見込量確保のための方策】

現在設置している地域共生協議会を主体とした協議の場を、本計画に定める協議の場として位置づけ、必要な支援体制等の検討を行います。

4. 地域生活支援拠点等の整備

＜障がい者基本計画における位置づけ＞

重点課題：5. 相談支援の充実

＜国の示した見込量確保の指針＞

各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等整備の方策を定めること。
2020年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも地域生活支援拠点等を1つ整備することを基本とする。

1) 地域生活支援拠点等の整備

【事業内容】

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で考えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

- (1) 地域生活への移行、親元からの自立に係る相談
- (2) 一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- (3) 短期入所(ショートステイ)の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保
- (4) 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

【見込量】

国の指針に基づいて、第5期の計画期間内に整備を見込みます。

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
実施箇所数	—	—	—	整備

【見込量確保のための方策】

本計画の期間内に、上記機能を地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)による整備を図ります。このため、関係する機関に対して協力の依頼と調整を行います。

5. 訪問系サービスの推進

＜障がい者基本計画における位置づけ＞

重点課題：2. 暮らしを支えるサービスの充実

1) 訪問系サービス

＜国の示した見込量確保の指針＞

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる人の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

(1) 居宅介護

居宅における介護（入浴・排せつ・食事等）、家事（調理・洗濯・掃除等）、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人で常時介護を要する人に、居宅における介護（入浴・排せつ・食事等）、家事（調理・洗濯・掃除等）、生活等に関する相談・助言など、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等につき、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護など、移動する際に必要な援助を行います。

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上に著しい困難を伴う障がいのある人等で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護など、行動する際の必要な援助を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人等で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護など、障害福祉サービスを包括的に提供します。

【見込量】

(1) 居宅介護

居宅介護は生活に密着したサービスを提供する点で、最も利用者が多い事業です。第4期障がい福祉計画期間における利用実績を基に、利用者数の増加と一人あたりの利用量の減少を見込みます。

(2) 重度訪問介護

利用者数にほとんど変化がありません。第4期障がい福祉計画期間における利用実績を基に、減少を見込みます。

(3) 同行援護

第4期障がい福祉計画期間における利用実績を基に、人数及び利用量の増加を見込みます。

(4) 行動援護

第4期障がい福祉計画期間における利用実績を基に、人数に変動はないものの利用量の減少を見込みます。

(5) 重度障害者等包括支援

県内にこの事業を行う事業主体がない状況です。今後、この事業の体制を検討していきます。

			平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
居宅介護	(1月あたり)	利用者数	193 人	218 人	228 人	236 人
	(1月あたり)	利用量	1,707 時間	1,912 時間	1,923 時間	1,931 時間
重度訪問介護	(1月あたり)	利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人
	(1月あたり)	利用量	1,138 時間	1,545 時間	1,545 時間	1,545 時間
同行援護	(1月あたり)	利用者数	43 人	49 人	52 人	55 人
	(1月あたり)	利用量	616 時間	803 時間	886 時間	969 時間
行動援護	(1月あたり)	利用者数	16 人	16 人	16 人	16 人
	(1月あたり)	利用量	193 時間	180 時間	164 時間	150 時間
重度障害者等 包括支援	(1月あたり)	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	(1月あたり)	利用量	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間

注) 1月あたりの利用者数とは、国の指針に基づいて算出した各年度の3月における利用者実数の見込

注) 1月あたりの利用量とは、国の指針に基づいて算出した各年度の3月における総利用量の見込

【見込量確保のための方策】

一人あたりの利用量の減少が見込まれる居宅介護や行動援護については、対象者への周知を通して利用量の拡大を目指していきます。また、利用状況の推移を注視していきます。

同行援護については、介護保険との連携とサービス利用の促進を図り、利用の増加を見込みます。

重度の障がいのある人等(中でも精神障がいのある人)の地域生活を支援するためには、福祉系の訪問サービスだけでなく、医師の往診や訪問看護等の医療系のサービスや地域のインフォーマルサービスとの連携が重要であることから、その推進に努めます。

6. 日中活動系サービスの推進

＜障がい者基本計画における位置づけ＞

重点課題：2. 暮らしを支えるサービスの充実 3. 就労等を通じた社会参加の促進

1) 生活介護

＜国の示した見込量確保の指針＞

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる人の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

「生活介護」は、主として昼間に、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供など、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間における利用実績や今後の特別支援学校の卒業人数等から、増加を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
生活介護	(1月あたり) 利用者数	202 人	211 人	216 人	221 人
	(1月あたり) 利用量	3,780 日	3,824 日	3,847 日	3,869 日

【見込量確保のための方策】

不足が生じないように必要に応じて、既存の事業者の定員増加を促します。また、新たに生活介護に参入可能な事業者への働きかけを行っています。

2) 自立訓練

<国の示した見込量確保の指針>

(1)機能訓練

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

(2)生活訓練

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる人の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

(1)機能訓練

身体障がいのある人や難病の人等への居宅訪問によって行う理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談・助言など、必要な支援を行います。

(2)生活訓練

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために、一定期間必要な訓練、生活等に関する相談・助言など、必要な支援を行います。

【見込量】

機能訓練については利用者がいないため、制度の周知を図るとともに、今後の推移を注視していきます。生活訓練については毎年度2人の増加を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
自立訓練(機能訓練)	(1月あたり) 利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
	(1月あたり) 利用量	0 日	0 日	0 日	0 日
自立訓練(生活訓練)	(1月あたり) 利用者数	17 人	21 人	23 人	25 人
	(1月あたり) 利用量	179 日	221 日	247 日	274 日

【見込量確保のための方策】

機能訓練、生活訓練ともにニーズ調査も含め、その結果を基に事業者の誘致などの検討を行っていきます。

3) 就労移行支援

＜国の示した見込量確保の指針＞

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる人の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

当該利用者の見込みの設定にあたっては、平成28(2016)年度末から2割以上増加することを基本とする。サービス見込量の設定にあたってはアセスメントの利用は含めない。

【事業内容】

一般就労を希望する人に、定められた期間、生産活動など、一般就労に向けた活動の機会を提供することを通して、就労に必要な知識及び能力の向上を図ります。

就労を希望しているが、様々な要因から就労することが困難である人には、就労に必要な知識、技術の習得、就労先の紹介など、必要な支援を行います。

【見込量】

国の指針では、平成28(2016)年度実績107人を1.2倍した129人を2020年度の計画数としていますが、本市においては実績から151人を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
就労移行支援	(1月あたり) 利用者数	107 人	129 人	140 人	151 人
	(1月あたり) 利用量	843 日	1,151 日	1,345 日	1,571 日

【見込量確保のための方策】

現在、市外も含め、利用者それぞれの実情に応じた事業所が利用されています。利用者のニーズに沿った事業所の選択が引き続きできるように支援していきます。これにより、事業の目的である一般就労の増加を促進していきます。

4) 就労継続支援

<国の示した見込量確保の指針>

(1)A型

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に就労継続支援(A型)の利用が見込まれる人の数、就労継続支援(A型)の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人あたり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

(2)B型

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に就労継続支援(B型)の利用が見込まれる人の数、就労継続支援(B型)の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

(1)A型

通常の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援を受けながら雇用契約等に基づいて就労することを希望する人に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など、必要な支援を行います。

(2)B型

通常の事業者で雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の利用実績と、今後の特別支援学校の卒業人数等から利用を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
就労継続支援(A型)	(1月あたり) 利用者数	37 人	45 人	49 人	53 人
	(1月あたり) 利用量	497 日	560 日	570 日	575 日
就労継続支援(B型)	(1月あたり) 利用者数	206 人	227 人	238 人	250 人
	(1月あたり) 利用量	2,867 日	3,180 日	3,349 日	3,527 日

【見込量確保のための方策】

就労継続支援は利用の増加が見込まれるため、事業所との連携を強化していきます。

また、地域共生協議会と協力し、障がいのある人の雇用継続、職場環境の改善など、総合的な就労支援を行っていきます。

5) 就労定着支援 【新規】

＜国の示した見込量確保の指針＞

障がいのある人等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定める。

【事業内容】

一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関との連絡調整、相談支援を通じて生活面の課題を把握し、それに伴う課題解決に向けた必要となる支援を行います。

なお、対象者は生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人です。

【見込量】

新規のサービスであることから、平成28(2016)年度の福祉施設の利用者の一般就労への移行者数に基づき人数を見込みます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
就労定着支援	(1月あたり) 利用者数	4人	8人	12人

【見込量確保のための方策】

事業を行う事業者と連携してサービスの周知を図ります。また、適切なケアマネジメントにより利用者の増加を図ります。

6) 療養介護

<国の示した見込量確保の指針>

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを定める。

【事業内容】

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活に係る支援を行います。

【見込量】

利用者数にほとんど変動がありません。第4期障がい福祉計画期間における利用実績を基に、利用人数を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
療養介護	(1月あたり) 利用者数	15 人	15 人	15 人	15 人

【見込量確保のための方策】

利用者数にほとんど変動がないことから、現状のサービスの継続を図ります。

7)短期入所

＜国の示した見込量確保の指針＞

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる人の数、平均的な一人あたり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

【事業内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な支援を行います。利用者の状態等により福祉型と医療型に分けられます。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の利用実績と利用希望者のニーズを考慮して、利用を見込みます。

特に、福祉型の短期入所は市内事業所が事業を開始し、また、今後市内に新規開設するグループホームの短期入所枠設置を予定していることから、利用者数の増加傾向と一人あたりの利用量の減少を勘案して利用を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
短期入所(福祉型)	(1月あたり) 利用者数	83 人	111 人	128 人	148 人
	(1月あたり) 利用量	243 日	273 日	293 日	293 日
短期入所(医療型)	(1月あたり) 利用者数	6 人	6 人	6 人	6 人
	(1月あたり) 利用量	28 日	76 日	126 日	186 日

【見込量確保のための方策】

緊急時に短期入所を利用する際、短期入所の施設職員に日頃の状況や対応方法を予め理解してもらえよう、平常時から短期入所を利用し、施設とつながりを持つよう、利用希望者への周知を図ります。

また、今後も、事業所の誘致を図ります。

7. 居住系サービスの推進

<障がい者基本計画における位置づけ>

重点課題: 2. 暮らしを支えるサービスの充実 5. 相談支援の充実

1) 自立生活援助 【新規】

<国の示した見込量確保の指針>

単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを定める。

【事業内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人等で一人暮らしへの移行を希望する人を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり定期的な居宅訪問や随時の対応により支援を行います。

【見込量】

地域移行支援の利用者は毎年1人であり、内訳は施設入所からグループホームへの移行です。自立生活援助事業を行う事業者の誘致も含め、人数を見込みます。

		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
自立生活援助	利用者数	0人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

サービス提供できる事業所の確保を図ります。

また、単身で生活する障がいのある人が安心して一人暮らしを継続できるよう、自立生活援助の拡大を図ります。

2) 共同生活援助(グループホーム)

＜国の示した見込量確保の指針＞

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する人の数、グループホームから退所する人の数等を勘案して、利用者数の見込みを定める。

【事業内容】

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護など、必要な日常生活上の援助を行います。

【見込量】

利用者の社会参加と自立のための生活拠点となるこの事業は、今後も利用希望者が増えると想定されます。第4期障がい福祉計画期間における利用者数の増加状況を踏まえて、利用者数を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
共同生活援助	(1月あたり) 利用者数	104 人	136 人	156 人	178 人

【見込量確保のための方策】

必要な利用量が確保されるように、施設整備情報の把握、既存の事業所への働きかけや事業所の誘致に取り組みます。

施設運営の安定化及び利用者の負担軽減を図るため、運営費の補助と家賃補助を継続して行う他、建設費等、必要に応じた補助も検討していきます。

この他、障がいのある人の住まいの場という視点で様々な形態を模索していきます。

3) 施設入所支援

<国の示した見込量確保の指針>

当該利用者の見込みの設定にあたっては、2020年度末において、平成28(2016)年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減することとし、平成29(2017)年度末において、障がい福祉計画で定めた2020年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【事業内容】

主として夜間に入所している施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談、助言など必要な日常生活上の支援を行います。

【見込量】

平成28(2016)年度の施設入所者93人から国の指針に基づいて、2%削減する数値の2人に平成29(2017)年度の未達成(見込み)の26人を加えた数値である、28人を削減目標とします。平成28(2016)年度の入所者数から28人を引いた65人を2020年の計画数とし、平成30(2018)年度、平成31(2019)年度は段階的な削減とします。

			平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
施設入所支援	(1月あたり)	利用者数	93 人	87 人	76 人	65 人

【見込量確保のための方策】

入所者数の削減及び地域移行には、グループホーム、生活介護等の日中活動、短期入所、相談支援など地域生活を支えるサービスの充実や、適切なケアマネジメントが重要となります。施設入所が真に必要と判断される対象者の把握に努めます。

8. 相談支援事業の推進

＜障がい者基本計画における位置づけ＞

重点課題：2. 暮らしを支えるサービスの充実 5. 相談支援の充実

1) 計画相談支援(サービス等利用計画)

＜国の示した見込量確保の指針＞

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを定める。

【事業内容】

障がいのある人の抱える課題の解決及び適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時にサービス等利用計画の作成などを行います。また、支給決定後、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います(モニタリング)。

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人全員が対象となります。

【見込量】

現在の利用者数と将来のニーズ等を勘案して、利用の延人数を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
計画相談支援	(1月あたり) 延人数	39 人	47 人	48 人	49 人

【見込量確保のための方策】

サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の増加を図るため、事業者に働きかけを行うなどのサービス提供体制の整備に努めます。

2) 地域相談支援(地域移行支援)

<国の示した見込量確保の指針>

現に利用している人の数、障がいのある人等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを定める。

設定にあたっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数の見込みを設定する。

【事業内容】

障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等を利用する18歳以上の障がいのある人等を対象に、地域生活に移行するための地域移行支援計画の作成や相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

【見込量】

地域に移行する障がいのある人が地域移行支援を利用する人数を、1月あたり1人、年間12人見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
地域移行支援	(1月あたり) 利用者数	1人	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

施設入所者及び入院中の精神障がいのある人の人数等を勘案し、地域移行を進めていきます。また、現在市内にはこのサービスを提供している事業所はなく、事業所の確保と、サービス利用の促進に努めます。

3) 地域相談支援(地域定着支援)

＜国の示した見込量確保の指針＞

現に利用している人の数、単身世帯である障がいのある人の数、同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを定める。

【事業内容】

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談、緊急訪問及び緊急対応等を行います。

【見込量】

地域移行した後、地域生活を円滑に進めるため、地域定着支援を利用する障がいのある人の人数として、1月あたり1人、年間12人の利用を見込みます。

			平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
地域定着支援	(1月あたり)	利用者数	0人	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

同居している家族による支援を受けられない障がいのある人などを含め、地域生活への移行者等について状況の把握をしていきます。また、現在市内にはサービスを提供している事業所はなく、事業所の確保に努め、相談支援体制の強化を目指します。

4) 2020年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の
基盤整備量(利用者数)【新規】

<国の示した見込量確保の指針>

千葉県が指針に基づき算定した、区域における2020年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案して、当該市町村の区域における2020年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定めること。

【事業内容】

下記の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、2020年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めます。

【見込量】

千葉県から提示された本市の地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)を見込みます。

	2020年度
基盤整備量(利用者数)	30人

【見込量確保のための方策】

地域移行には居宅介護事業、グループホーム、相談支援など地域生活を支えるサービスの充実や、適切なケアマネジメントが重要となります。これらの社会資源の充実を通して地域移行を推進します。

9. 地域生活支援事業の推進

<障がい者基本計画における位置づけ>

重点課題: 1. 障がいのある人への理解の促進 2. 暮らしを支えるサービスの充実
5. 相談支援の充実 6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進

<国の示した見込量確保の指針>

市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、成果目標の達成に資するよう、次の事項を定める。

① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③ 各事業の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項

1) 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

「市民のつどい」等の啓発イベントの開催や、障がいのある人の就労を啓発する広報紙「ならたく」を発行するなど、障がいのある人の理解の促進を図っています。

また、「習志野市心が通うまちづくり条例」に基づき、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図ります。

【実施の有無】

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施	実施	実施	実施

【今後の方策】

- ・ 障がいへの理解の促進を図るために、啓発方法を工夫して行います。
- ・ 地域共生協議会や当事者団体等と連携し、毎年、啓発イベント等を実施します。
- ・ 市職員が更に障がいへの理解を深めるために、引き続き研修を行うよう、職員研修担当課へ働きかけます。
- ・ 「ならたく」は、商工習志野に折り込むとともに、関係機関に配布しています。平成26(2014)年度から一般市民への啓発のため行っている町会への回覧も、引き続き実施していきます。
- ・ 「習志野市心が通うまちづくり条例」の主旨に則して、理解促進研修及び啓発事業を実施します。
- ・ 障害福祉サービス事業所や関係機関、団体等が行う啓発事業や地域交流事業等の取り組みを支援します。

2) 自発的活動支援事業

【事業内容】

家庭と医療機関の往復以外に外出の場がなくひきこもりの人や、長期入院の退院後に外出の場を必要とする人を対象に、市内の事業所の喫茶スペースを会場として、月1回当事者交流会を開催しています。

また、障がい者団体、当事者グループ等の活動について、広報啓発の支援等を行っています。

【実施の有無】

引き続き、市内事業者への委託により事業を継続します。

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
自発的活動 支援事業	実施	実施	実施	実施

【今後の方策】

- ・精神保健福祉士の支援のもと、グループワークを主体に実施していきます。
- ・毎回、交流会便りを発行し、参加の継続を促していきます。
- ・精神障がい以外の身体障がいや知的障がいのある人等についても当事者交流会の必要性についてニーズの把握に努めます。

3) 相談支援事業

【事業内容】

相談支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的としており、次の3つの事業で構成されています。

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。また、障がいのある人の虐待防止や差別解消等、権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応を行うとともに、関係機関との連携を促進し、相談支援体制を強化します。

(3) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人について、入居支援等を行います。

【実施の有無】

(1) 障害者相談支援事業

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
実施箇所数	4 力所	4 力所	4 力所	5 力所

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
実施箇所数	0 力所	0 力所	0 力所	1 力所

(3) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
実施箇所数	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所

【実施のための方策】

- ・ 障がいのある人が、より身近な地域で相談支援が受けられるように、相談支援事業所と相談支援専門員の不足が生じないように確保に努めます。
- ・ 各障がいの分野に専門性を有する相談支援事業所との連携強化を図り、相談支援が必要な障がいのある人の把握、発見を行います。
- ・ 地域共生協議会の相談支援部会と協力し、本市の相談支援体制全般にわたる検討を継続します。

さらに、相談支援事業所等と連携し、相談支援の質の向上や相談支援専門員のスキルアップを図ります。

- ・ 発達に課題がある子と保護者の相談支援の充実について、ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターと連携を図りながら対応していきます。
- ・ 地域の中核的な相談支援機関の設置に向けて、既存の相談支援事業所等との協議、調整を行います。

4) 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成しています。

また、親族による申し立てが困難な障がいのある人においては、市長申し立てによる成年後見制度の利用を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の実績から各年度3人の利用を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
成年後見制度 利用支援事業	(1年あたり) 利用者数	3人	3人	3人	3人

【見込量確保のための方策】

親族による申し立てが困難な障がいのある人は、市長申し立てによる成年後見制度の利用を促進するとともに、事業内容についての周知を図ります。

5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

【実施の有無】

第5期の計画期間内に実施を見込みます。

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
実施の有無	—	実施	実施	実施

【実施のための方策】

安定した法人後見の活動のために、成年後見センターを活用します。

6) 意思疎通支援事業

【事業内容】

障がいのある人の社会参加を促進するために、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣などの意思疎通に係る支援を行う事業です。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間における利用実績から、毎年1人の増加を見込みます。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
(1年あたり) 利用者数	46人	48人	49人	50人
手話通訳者等 (1年あたり) 派遣延人数	559人	585人	598人	611人

(2) 手話通訳者設置事業

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
(1年あたり) 利用者数	3人	4人	4人	4人

【見込量確保のための方策】

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

現状の派遣状況が確保できるよう、千葉聴覚障害者センターとの連携に努めます。

(2) 手話通訳者設置事業

障がい福祉課における手話通訳者の配置は、平成28(2016)年度は3人でしたが、平成29(2017)年度からは全国的にも先進的な取り組みとして4人を配置しています。

今後も継続的に配置していきます。

7) 日常生活用具給付事業

【事業内容】

日常生活に必要な福祉用具(障がいのある人のために製作や改良、開発をされた物等)を各種日常生活用具として給付し、自立を支援します。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の給付実績を基に件数を見込みます。

			平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
日常生活用具給付事業 —合計—	(1年あたり)	件数	3,116 件	3,544 件	3,784 件	4,041 件
介護訓練等支援用具	(1年あたり)	件数	4 件	5 件	5 件	5 件
自立生活支援用具	(1年あたり)	件数	23 件	24 件	24 件	24 件
在宅療養等支援用具	(1年あたり)	件数	17 件	19 件	20 件	21 件
情報・意思疎通支援用具	(1年あたり)	件数	129 件	119 件	119 件	119 件
住宅改修費	(1年あたり)	件数	5 件	6 件	6 件	6 件
排泄管理支援用具	(1年あたり)	件数	2,938 件	3,371 件	3,610 件	3,866 件

【見込量確保のための方策】

日常生活に必要な不可欠な用具の給付となるため、必要なサービスが提供できるよう利用者の状況把握に努め、利用者のニーズに適した用具を提供できるように、給付対象用具の追加等の検討を行います。

8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進など、支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の手話表現技術を習得する研修を実施します。

【見込量】

この研修は2か年を通して行われます。平成29(2017)年度の実績20名を基に平成30(2018)年度を16人と見込み、平成31(2019)年度以降繰り返し同数を見込みます。

	平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
(1年あたり) 利用者数	12 人	16 人	20 人	16 人

【見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座を計画的に実施し、手話奉仕員の確保に努めます。

9) 移動支援事業

【事業内容】

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパーを派遣し、移動に必要な支援を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の実績に基づき利用を見込みます。

		平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	(2020) 年度
移動支援事業	(1年あたり) 利用者数	127 人	139 人	146 人	152 人
	(1年あたり) 時間	10,800 時間	12,915 時間	14,123 時間	15,444 時間

【見込量確保のための方策】

潜在的な利用者層に対して事業の周知を図り、サービスを必要としている人がサービスを利用できるように努めていきます。

必要な利用量が確保されるように、既存の事業所への働きかけや事業所の誘致に取り組んでいきます。

10) 地域活動支援センター事業

【事業内容】

障がいのある人等の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障がいのある人等」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

地域活動支援センターは基礎的な事業の他に、機能強化事業の内容に応じて、3つに分類されます。

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	2人以上(うち1人は専従)	特になし
機能強化事業	I型 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。	基礎的な事業の職員の他に1人以上を配置し、うち2人以上が常勤	1日あたりの実利用者数が概ね20人以上
	II型 在宅の障がいのある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受けます。	基礎的な事業の職員の他に1人以上を配置し、うち1人以上が常勤	1日あたりの実利用者数が概ね15人以上
	III型 これまでの小規模作業所を想定した機能強化を図った事業所です。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件です。	基礎的な事業の職員のうち1人以上が常勤	1日あたりの実利用者数が概ね10人以上

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の実績を基に利用者数の増加を見込みます。

			平成 28 (2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019) 年度	(2020) 年度
地域活動支援センター事業	市内	(1年あたり) 利用者数	150人	164人	171人	178人
		(1年あたり) 登録箇所数	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
	市外	(1年あたり) 利用者数	23人	15人	12人	9人
		(1年あたり) 登録箇所数	18カ所	18カ所	18カ所	18カ所
	合計 利用者数		173人	179人	183人	187人

【見込量確保のための方策】

事業者と連携を図りながら、利用者へのサービス提供が安定して行えるよう基盤整備等に努めます。

11) 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

障がいのある人等の衛生的な生活を確保し、生活の質を向上させるため、家庭の浴槽での入浴が困難な障がいのある人等に対して、専用浴槽を家庭に運び、入浴サービスを提供します。

【見込量】

入浴に関するサービスは、地域活動支援センター及び居宅介護事業等においてもサービス提供が可能なことから、利用者の大幅な増減はないため、第4期障がい福祉計画期間の実績を基に利用を見込みます。

		平成 28(2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019) 年度	(2020) 年度
訪問入浴 サービス事業	(1年あたり) 利用者数	7人	9人	10人	11人
	(1年あたり) 回数	366回	279回	243回	212回

【見込量確保のための方策】

安定的にサービスが提供できるよう、サービス提供基盤の整備に努めていきます。

12) 日中一時支援事業

【事業内容】

家族の就労支援や一時的な休息確保を目的に、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守りや訓練等を行います。

【見込量】

第4期障がい福祉計画期間の実績を基に、増加を見込みます。

		平成 28(2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019) 年度	(2020) 年度
日中一時支援	(1年あたり) 利用者数	305人	326人	337人	348人
	(1年あたり) 回数	21,563回	21,498回	21,465回	21,432回

【見込量確保のための方策】

利用者数は年々増加傾向にあるため、安定的にサービスが提供できるよう、サービス提供基盤の整備に努めていきます。

また、緊急一時的な宿泊を伴う日中一時支援への取り組みについては、引き続き既存事業所に実施要請を行っていきます。

13) 点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、市の広報等を点訳及びCDに録音し、定期的に提供します。

実施にあたってはボランティア団体及び当事者団体と連携しながら、障がいのある人等にとって利便性の高い事業になるように配慮しています。

【見込量】

(1) 声の広報等発行事業

平成28(2016)年度と同数を見込みます。

(2) 点字広報等発行事業

平成28(2016)年度と同数を見込みます。

		平成 28(2016) 年度	平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	(2020) 年度
声の広報等発行事業	(1年あたり) 利用者数	26人	26人	26人	26人
	(1年あたり) 回数	24回	24回	24回	24回
点字広報等発行事業	(1年あたり) 利用者数	6人	6人	6人	6人
	(1年あたり) 回数	24回	24回	24回	24回

【見込量確保のための方策】

事業についての周知を強化し、利用促進に努めていきます。

14) 自動車運転免許取得・改造助成

【事業内容】

障がいのある人の社会参加促進のために、自動車の免許取得を必要とする場合や、自らが所有し運転する自動車の装置の一部を改造することが必要な場合に、その費用の一部を助成します。

【見込量】

(1) 自動車運転免許取得助成

第4期障がい福祉計画期間の実績を基に、毎年度2人を見込みます。

(2) 自動車改造助成

第4期障がい福祉計画期間の実績を基に、毎年度1人を見込みます。

		平成 28(2016) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31(2019) 年度	(2020) 年度
自動車運転免許 取得助成	(1年あたり) 利用者数	2人	2人	2人	2人
自動車改造助成	(1年あたり) 利用者数	1人	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

事業についての周知を強化し、利用促進に努めていきます。